

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 7 月から同年 9 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 59 年 4 月から同年 9 月まで

昭和 55 年 11 月に開業のため A 市区町村から B 市区町村へ帰ってきた際、国民年金の加入手続をした。その後、B 市区町村内で住居を 3 回変更したが、その都度国民年金の手続きを行い、保険料を納付してきた。

私の保険料はいつも夫の分と一緒に納付しており、夫が納付済で私が未納であることはあり得ないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③はそれぞれ 3 か月、申立期間④は 6 か月と短期間である上、申立人は、いずれの申立期間の前後の期間も、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、「3 か月ごとに、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。」と供述しているところ、申立人の納付記録から、納付日が確認できる国民年金加入期間は、国民年金保険料をおおむね納期限内に、申立人の夫と同一日に現年度納付していることが確認でき、申立期間①から④に係る保険料納付について、申立人の夫が納付済みの記録となっているのに、申立人が未納と記録されているのは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人に係る所得税の確定申告書を作成していた税理士事務所の担当者は、「証拠資料は無いが、申立人夫婦は、きっちりした人なので、国民年金保険料を納付していないとは思えないし、保険料の未納は無かったと記憶している。」と供述している。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したとする金融機関は、申立期間①当時から実在し、保険料の納付が可能であったこと、及びB市区町村においては、申立期間①から④に係る期間当時、1回につき3か月分の国民年金保険料の納付書を発行していたことが確認でき、申立人の供述内容に不合理な点は見受けられない上、社会保険事務所（当時）は、申立期間当時、未納となっている期間があった場合は、過年度納付書を送付していたと回答しており、申立期間の保険料は現年度及び過年度納付することが可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 55 年 9 月に開業のため A 市区町村から B 市区町村へ帰ってきた際、国民年金の加入手続きをした。その後、B 市区町村内で住居を 3 回変更したが、その都度国民年金の手続きを行い、保険料を納付してきた。

私の保険料はいつも妻が妻の分と一緒に納付しており、妻が納付済で私が未納であることはあり得ないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間の前後の期間、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は、「妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していた。」と供述しているところ、申立人の納付記録から、納付日が確認できる国民年金加入期間は、国民年金保険料をおおむね納期限内に、申立人の妻と同一日に現年度納付していることが確認でき、申立期間の保険料納付について、申立人の妻が納付済みの記録となっているのに、申立人が未納と記録されているのは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人に係る所得税の確定申告書を作成していた税理士事務所の担当者は、「証拠資料は無いが、申立人夫婦は、きっちりした人なので、国民年金保険料を納付していないとは思えないし、保険料の未納は無かったと記憶している。」と供述している。

加えて、申立期間当時、申立人が保険料を納付したとする金融機関は実在し、保険料の納付が可能であったこと及び、B 市区町村においては、申立期間当時、1 回につき 3 か月分の国民年金保険料の納付書を発行していたこと

が確認でき、申立人の供述内容に不合理な点は見受けられない上、社会保険事務所（当時）は、申立期間当時、未納となっている期間があった場合は、過年度納付書を送付していたと回答しており、申立期間の保険料は現年度及び過年度納付することが可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から48年3月まで
② 昭和59年1月から同年5月まで
③ 昭和62年3月から63年3月まで

申立期間①はA市区町村で国民年金に加入し、保険料を納付していたにもかかわらず、未納と記憶されているので記録を訂正してほしい。

また、申立期間②はB市区町村で国民年金に加入し、保険料を納付していたにもかかわらず、未加入と記録されているので記録を訂正してほしい。

さらに、申立期間③はB市区町村で国民年金保険料の免除申請を行ったにもかかわらず、未納と記録されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、6か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年3月17日頃にA市区町村において払い出されていることが確認でき、この時点で申立期間①は保険料納付が可能な期間である。

さらに、特殊台帳から、申立期間直前の昭和47年4月から同年9月までの保険料は、過年度納付されたことが確認でき、その時点で申立期間①の保険料も納付することが可能であった。

加えて、申立人は、「申立期間①当時、元妻とは別々に国民年金保険料を納付していた。」と供述しているところ、特殊台帳から、申立期間①の前後の期間における申立人と申立人の元妻の納付時期が異なっていることが確認できることから、申立人の申立期間①に係る申立内容には不自然さはみられない。

2 申立期間②については、申立人は、「厚生年金保険に加入していない期間は、すべて国民年金に加入しており、また、国民年金加入期間については保険料を納付しているか、又は保険料の免除申請を行っている。」と供述しているが、オンライン記録から、申立期間②のほかに複数の国民年金未加入期間があることが確認できる。

また、申立人及び申立人の元妻は、申立期間②に係る国民年金保険料の納付時期、納付金額及び納付方法について記憶しておらず、申立期間②の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿に、申立期間②において申立人の氏名は見当たらず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間②の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 申立期間③については、申立人は国民年金保険料の納付免除の申請を行ったと供述しているところ、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無い上、申立人は免除申請手続を行った時期や申請方法等の状況について記憶しておらず、申立期間③当時の状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿に、申立期間③において申立人の氏名は見当たらず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から39年6月まで
申立期間の国民年金保険料は、A市区町村の納付組合を通じて毎月納付し、保険料は月額100円であったことを記憶している。
申立期間が未納の記録となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、任意加入期間である昭和55年5月から58年5月までの期間も含め、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料月額を100円であったと供述しており、これは、当時の法定月額と一致している。

さらに、申立期間当時、納付組合の組合員であった者は、「納付組合では国民年金保険料を毎月集金していた。納付組合ごとに集金し、まとめてA市区町村に持参していたが、少ない世帯数で運営していた納付組織であったため、未納者の把握は比較的容易であり、納付組合の中に保険料の未納者がいれば、何らかの連絡なり督促を行い、必ず納めてもらっていた。」と供述しており、その供述内容は詳細かつ具体的で、申立人の申立内容と齟齬が無い上、納付組合による国民年金保険料の集金により定期的に保険料を納付していたとする申立人の主張を裏付けている。

加えて、申立期間当時から現在に至るまで、申立人の夫は、B職種に従事するなどをして生計をたてており、生活状況に大きな変化は認められないことを踏まえると、申立期間のみが未納と記録されているのは、不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和56年3月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社C支社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和56年6月1日）及び資格取得日（昭和56年11月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年3月5日から同年5月1日まで
② 昭和56年6月1日から同年11月1日まで

昭和56年3月5日、A社C支社にD職種職員として採用され、57年3月1日にE職種職員として採用されるまでの期間において、A社C支社F出張所及びA社C支社G出張所において継続して勤務していたが、同支社における厚生年金保険の被保険者記録は、56年5月1日から同年6月1日までの期間及び同年11月1日から57年3月1日までの期間となっている。

両申立期間についても、A社C支社F出張所及びA社C支社G出張所において継続して勤務していたのは事実であり、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

H社が提出した申立人の履歴書により、申立人は、A社C支社のD職種職員として、両申立期間を含む昭和56年3月5日から同年12月31日までの期間において、A社C支社F出張所に継続して勤務していることが確認できる。

また、H社は、「両申立期間において、A社C支社と申立人との雇用関係に変更は無く、勤務場所も変わらない上、A社はD職種職員等について、昭和38年10月1日から厚生年金保険の加入を制度化しており、申立人はD職種職員としてA社C支社に採用された56年3月5日から継続して厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたものと思われる。」と供述しており、H社が提出した「D職種職員等社会保険事務処理規程（昭和38年9月7日付け）」に基づき、両申立期間当時、申立人が厚生年金保険に加入していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、両申立期間の標準報酬月額については、A社C支社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和56年5月及び同年11月の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無く、申立期間①については、社会保険事務所（当時）の記録におけるA社C支社の資格取得日が雇用保険の被保険者記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所と公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難い上、申立期間②については事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が当該社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年3月及び同年4月、同年6月から10月までの保険料の納付の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、両申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から同年6月1日まで

昭和48年3月3日に高等学校を卒業し、A社C支社E研修所にD職種職員として採用され、同研修所において研修を受けた後、同年4月1日から同年4月30日までの期間においてA社C支社F出張所に、同年5月1日から同年6月30日までの期間においてA社C支社G出張所に勤務していたにもかかわらず、同年4月1日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

H社が提出した申立人の履歴書から、申立人は、A社C支社のD職種職員として、昭和48年4月1日から同年4月30日までの期間はA社C支社F出張所に、同年5月1日から同年6月30日までの期間はA社C支社G出張所に勤務していることが確認できる。

また、H社は、「申立人は、昭和48年3月5日にA社C支社E研修所に入学し、同年3月24日の修了までの期間を契約期間として修学していることから、採用試験に合格し、正職員として採用を前提として在籍していたことが相当と推認される上、A社はD職種職員等について、昭和38年10月1日から厚生年金保険の加入を制度化しており、申立期間については、申立人を厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していたものと思われる。」と供述しており、H社が提出した「D職種職員等社会保険事務処理規程（昭和38年9月7日付け）」に基づき、申立期間当時、申立人が厚生年金保険に加入していたことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、H社が提出した申立人の履歴書から、昭和48年4月1日から同年6月30日までの期間において申立人の給与額の変更は無いことが確認できるところ、A社C支社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の同年6月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

さらに、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無く、社会保険事務所（当時）の記録におけるA社C支社の資格取得日が雇用保険の被保険者記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所と公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主は、社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年4月分及び同年5月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

なお、H社は、昭和48年3月5日から同月24日までの契約期間について、「勤務日数が1か月間のうち22日以上の方については、厚生年金保険に加入させているが、申立人は昭和48年3月の勤務日数が17日であり、厚生年金保険の加入について対象外であった。」旨供述するとともに、同年3月25日から同年3月31日までの期間については、「契約期間がいったん中断していることから厚生年金保険に加入させていなかった。」旨供述している。

島根厚生年金 事案 396

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月1日から同年4月1日まで
私の夫は、昭和29年2月1日から58年11月26日までの期間において、正社員としてA社に勤務していた。

申立期間は、A社D支店又は同社C支店に継続して勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）本申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立人はA社に継続して勤務（昭和38年3月1日にA社D支店から同社C支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和38年4月1日の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

島根厚生年金 事案 397

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和27年6月15日に、資格喪失日に係る記録を29年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月15日から29年3月15日まで
昭和27年6月15日にA事業所にB職種として入社し、29年3月までの1年9か月間勤務した。申立期間は厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和31年7月1日から57年4月30日までの期間において勤務した事業所が保管する申立人の履歴票及び当該事業所の供述などから判断すると、申立人は、申立期間において、A事業所に運転手として勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「A事業所には、C氏の紹介で入社した。」と供述しているところ、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、C氏は昭和21年5月15日から29年2月1日までの期間において厚生年金保険の被保険者となっており、A事業所で事務を担当していたとする同僚の一人は、「C氏の紹介で入社したのであれば、申立人は正社員であり、厚生年金保険に加入していたと考えられる。当時は組合の活発な時期であり、約2年間という長期間にわたり臨時雇いの運転手のままで、厚生年金保険に加入させないということはなかった。」と供述している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚のうち、回答を得ることができた一人は、「私は、D職種として入社し、その後申立人と同じB職種として勤務したが、入社時から継続して厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種であったとする同僚らのA事業所における昭和27年6月から29年2月までの期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、これらのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和27年6月から29年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から31年4月1日まで

申立期間の直前まで大学生であったが、私の父が脳卒中で倒れたことから、家業を継ぐため大学を中退し、昭和29年5月1日からA社で勤務を開始した。

社会保険事務所（当時）の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和31年4月1日と記録されているが、私の父が病で倒れたため、当時、健康保険制度の重要性はよく分かっていたはずであり、健康保険及び厚生年金保険の加入手続は、入社後直ちに事務員が行ったと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の弟及び同僚の供述から、勤務開始日は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた、申立期間当時、給与計算及び社会保険関係事務を担当していたとする事務員は、既に故人となっており、申立期間における厚生年金保険の加入手続及び保険料控除について供述を得ることができない。

また、当該事業所に係る厚生年金手帳記号番号払出簿から、申立人の厚生年金保険手帳記号番号は、申立期間後の昭和31年6月28日以降に払い出されていることが確認できる。

さらに、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間当時において、申立人の氏名は確認できず、健康保険の番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)の記録によると、A事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和47年2月21日と記録されているが、私が年金手帳に記入した記録によると、同年2月末日までの期間においてA事業所に勤務したこととなっているので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年3月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人のA事業所に係る離職日は、申立期間の直前の昭和47年2月20日となっていることが確認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和47年2月21日となっており、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日と一致しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚4人も、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日と一致していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者原票から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は「当時、給与清算の締切日は毎月20日であった。」「退職日は、おおむね給与の締切日に合わせていたと思う。」と供述しているところ、当該被保険者原票において、給与支給締切日の翌日の21日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失している者が9人確認できる。

加えて、B事業所及びA事業所が加入するC健康保険組合は、「当時の資料は無く、申立内容に係る詳細は不明である。」と回答していることから、申立人の、申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

なお、申立人の年金手帳について、記載されている氏名が婚姻後の氏名であることから、当該記載は申立人の戸籍謄本から確認できる婚姻日である昭和51年5月*日以降に行われたものと推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 49 年 8 月 1 日から 50 年 1 月 20 日まで

申立期間①については、A事業所にB職として勤務していた。同事業所は、C事業も扱っており、厚生年金保険に加入していなかったとは考え難い。

申立期間②については、D社でE社等のF業務に従事していた。会社は設立されたばかりで、従業員は約7人であった。国民健康保険の手続を行った覚えがないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

両申立期間について、厚生年金保険に未加入となっているのは納得できないので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A事業所に勤務していたとしているが、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録は無い上、当時の事業主や同僚は所在不明となっており、供述を得ることができないことから、申立人が、申立期間①において当該事業所に勤務していたことを確認できない。

また、適用事業所名簿によると、A事業所は、申立期間①当時から現在までの期間において、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、「申立期間①当時、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が所持する名刺及び申立人の勤務内容に係る具体的な供述から、期間は特定できないものの、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社に係る適用事業所名簿によると、同社が厚生年金保

険の適用事業所に該当することとなったのは昭和 50 年 4 月 1 日であり、申立期間②については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D社は、「当時の従業員、総務担当者、経理担当者等に調査したが、当時の資料は一切残っていない上、当時の従業員も退社しており、申立人が当社に在籍していたかどうか分からなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、D社の関連会社であるE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員等から聴取しても、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間②において申立人の氏名は確認できず、整理番号の欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間②に係る雇用保険の被保険者記録も無い。

このほか、申立人が、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。